

株式会社富士テクニカ等に対する買取決定について

2010年11月12日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、2010年9月17日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下、「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行った下記の事業者について、本日、法第28条第1項に規定する買取決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社富士テクニカ（以下「富士テクニカ」という。）

株式会社富士アセンブリシステム（以下「FAS」といい、富士テクニカと総称して「対象事業者ら」という。）

2. 買取りに係る債権の元本額等

(1) 富士テクニカ

富士テクニカの対象債権の元本総額	9,700百万円（A）
うち買取りに係る債権の元本額	1,886百万円（B）
うち対象事業者らの事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額	7,814百万円（A－B）

(2) FAS

FASの対象債権の元本総額	1,952百万円（A）
うち買取りに係る債権の元本額	1,952百万円（B）
うち対象事業者らの事業再生計画に従って管理又は処分をすることについて同意された債権の元本額	0円（A－B）

※ 「対象債権の元本総額」は、担保処分等による一部弁済後の金額です。

※ 上記各金額は、債権の買取実行時までに変更となる可能性があります。

3. 主務大臣の意見

内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣： 意見なし

厚生労働大臣： 異存はない。ただし、企業再生支援機構は、事業再生計画の実施につき助言・指導するに当たっては、対象事業者における関係法令の遵守及び労働者の雇用の安定等に配慮した労働者との十分な協議の場の確保をお願いする。

4. 金融支援額等

金融支援依頼総額

4, 296百万円

※ 金融支援依頼総額には、対象債権を現物出資財産とする第三者割当てによる募集株式の引受け（いわゆるデット・エクイティ・スワップ）を依頼するもの及び資本的劣後ローン（准資本金型）に相当する貸付条件の変更を依頼するものが含まれています。

5. 一般の商取引債権の取扱い

一般の買取決定は、関係金融機関等との合意が整ったことを意味するものであり、関係金融機関等が対象事業者らに対して有する貸付金等以外の一般の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

以上